

ネットとうほく 2017（検）第 10 号-1  
2018 年（平成 30 年）7 月 25 日

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町二丁目 6-2  
株式会社コスモヘルス  
代表取締役 鈴木 優輔 様

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 702 号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-276-5160

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 照 会 書

消費者市民ネットとうほく（以下、当団体という）は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に係わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成 29 年 4 月 25 日に内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、当団体の事務局に、貴社が、「糖尿病に効く」、「うつ病も良くなつた人もいる」などといった、貴社が販売する製品が実際に有する性能以上の効能・効用を謳つた勧誘を行つてゐるのではないか、との情報が寄せられました。このような情報提供を受け、当方としましては、貴社に下記の内容をお尋ね致します。つきましては、貴社のお考えを、本書面到着後 1 ヶ月以内を目処に、上記連絡先宛に文書にていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、別紙の「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

## 記

- 1 貴社で販売もしくは勧誘している以下の製品につき、仕様書及び取扱説明書があればご送付ください。なお、写しでも構いません。
  - ①R e v o - 1 4 0 0 0
  - ②エヴァⅡ
- 2 上記1の①及び②の製品につき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」といいます。）第23条の2の5が規定するいわゆる薬機法上の承認を受けておりますでしょうか。受けている場合には、当該承認番号と、承認を受けたPMDAの区分についてご教示ください。
- 3 承認ではなく届出による販売を行っている場合は、届出番号と、届出のPMDAでの区分についてご教示ください。
- 4 貴社が販売する製品について、「糖尿病に効く」、「うつ病も良くなった人もいる」などといった勧誘を行っていますか。行っている場合、当該効果・効用についての科学的裏付けや根拠がございましたら、ご教示ください。
- 5 貴社が、消費者に対し、上記製品の販売を勧誘する際に利用している小冊子やチラシ等が存する場合には、当団体に送付ください。

以上